

札幌市消費生活推進員ロゴマーク使用方法及び注意事項

- 1 消費生活推進員（以下「推進員」という）は、推進員としての活動に関わるもの（活動上使用する推進員個人の所有物を含む）に限り、ロゴマークを使用することができます。
- 2 推進員がロゴマークを使用する場合は、次の事項を遵守の上適切に使用してください。
 - (1) 推進員が使用する際には、使用者の氏名と共に使用すること。
 - (2) ロゴマークは別紙1のとおりとし、ロゴマークのデザイン変形等の改変を行わないこと。また、ロゴマークは原則、カラーで使用し、カラーでの使用が難しい場合のみ、グレー又はモノクロで使用すること。
 - (3) ロゴマーク入りの物品等を製作し、これを販売する等により利益を得ないこと。
- 3 不適切な使用が判明した場合は、札幌市消費生活課の指示に基づき、直ちにその使用を中止すること。
- 4 ロゴマークの使用に当たり、疑義が生じた場合は、事前に札幌市消費生活課へ相談し、了承を得た後に使用してください。
- 5 ロゴマークの使用に関して苦情等が発生した場合は、使用者の責任のもとに必要な措置を講じていただきます。
- 6 ロゴマークに関する一切の権利は、札幌市消費生活課に帰属します。